

令和3年10月15日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 大塚 英司
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間	摘要
X-108	市ヶ谷既設構造物耐震照査業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和4年2月28日	

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和3年11月17日（水）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。
(別紙参照)

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

11. その他

- (1) 仕様書受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(2) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(3) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和3年10月29日（金）12：00までに提出しなければならない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.geps.go.jp/>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和3年11月16日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 入札案内（仕様書）の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）
また、入札案内（仕様書）のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。
メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」仕様書送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 上田 亮太 電話 03-3268-3111 内線 20823

適 合 条 件

1 企業

次の実績を有する者であること。

平成23年度以降に、元請けとして、昭和20年以前に建設した地下構造物（トンネル等）の耐震照査又は耐震設計を履行した実績を有すること。

2 管理技術者

本業務の管理技術者の資格は、以下の（1）～（5）のいずれかに該当する者とする。

- （1） 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- （2） 技術士（建設部門）で平成12年度以前の試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- （3） 技術士（建設部門又は応用理学部門）で平成13年度以降の試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門）に4年以上従事している者。
- （4） RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
- （5） 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者。

3 適合審査に係る提出書類

1及び2に示す実績、資格等を証明する資料とする。なお、提出した証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 提出部数

1部